

総合評価書

平成20年10月

評価対象名	子育て支援サービス
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局保育課
関係部局・課室	雇用均等・児童家庭局育成環境課

1. 関連する政策体系

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
個別目標 1		地域における子育て支援の拠点を整備すること
個別目標 2		次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること
施策目標	2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
個別目標 1		放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること
個別目標 2		放課後等の子どもの遊び場を確保すること
施策目標	2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
個別目標 1		保育所の受入児童数を拡大すること
個別目標 2		必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

2. 評価の契機等

平成19年11月12日付け政策評価・独立行政法人評価委員会の答申を踏まえた総務大臣の意見を受け、平成19年11月26日に経済財政諮問会議が、「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」を政策評価の重要対象分野として提示したことを受け、評価を行う。

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

子ども・子育て応援プラン等に位置付けられている以下の各施策について、効果がどのように発現しているかという観点から分析し、子育て支援サービスの在り方の検討に資する評価を行う。

- 保育所の受入児童数の拡大
- 一時・特定保育の推進
- 認定こども園の設置促進
- 延長保育の推進
- 病児病後児保育の推進
- 放課後児童クラブの推進
- 家庭的保育事業の推進
- 事業所内保育施設に対する支援

(2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

1 施策全体に係る指標

- ・待機児童数（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。）
（目標値）待機児童の解消

2 各施策に係る指標

- 保育所の受入児童数の拡大
 - ・受入児童数（16年以前は、厚生労働省統計情報部の「社会福祉行政業務報告」、平成17年以降は同「福祉行政報告例」による。）
（目標値）平成21年度に215万人
- 一時・特定保育の推進
 - ・一時・特定保育事業実施か所数（雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。）
（目標値）平成21年度に9,500か所
- 認定こども園の設置促進
 - ・認定こども園認定施設数（文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室調べによる。）
（目標値）できるだけ早期に2,000か所
 - ・認定こども園申請見込件数（文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室調べによる。）
- 延長保育の推進
 - ・延長保育の実施か所数（雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。）
（目標値）平成21年度に16,200か所
- 病児病後児保育の推進
 - ・病児・病後児保育の実施か所数（雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。）
（目標値）平成21年度に1,500か所
- 放課後児童クラブの推進
 - ・放課後児童クラブの設置か所数（雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。）
（目標値）20,000か所（原則としてすべての小学校区）
- 家庭的保育事業の推進
 - ・家庭的保育事業の対象児童数（雇用均等・児童家庭局保育課調べによる。）
- 事業所内保育施設に対する支援
 - ・両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）支給状況

※目標値は、認定こども園認定施設数については、教育振興基本計画に、放課後児童クラブの設置か所数については、放課後子どもプランに、その他については、子ども・子育て応援プラン等に定めたものである。

4. 評価結果等

(1) 評価結果 (問題点及びその原因)

1. 分析と評価

(1) 各施策の効果の発現状況

○保育所の受入児童数の拡大

【概要】

安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大する。

【指標】 受入児童数 (単位：人)

(目標値) 平成21年度に215万人

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
1,920,599	1,966,929	1,993,684	2,003,610	2,015,382

※受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。

【分析・評価】

受入児童数は毎年度拡大してきており、特に平成17年度から同19年度までは、プランに基づき待機児童50人以上の市町村を中心に集中的に受入児童数の拡大を図ることとされ、取り組んだ結果、平成18年には200万人を超えたところであり、保育所整備や運営費の拡充により受入児童数を着実に拡大していると評価できる。

○一時・特定保育の推進

【概要】

専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

【指標】 一時・特定保育事業実施か所数 (単位：か所)

(目標値) 平成21年度に9,500か所

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
4,967	5,675	6,588	7,580	8,141

【分析・評価】

一時・特定保育事業実施か所数は年々増加しており、保育サービスを必要とする保護者の多様なニーズを考慮した事業の実施は目標達成に向け効率的であると評価できる。

○認定こども園の設置促進

【概要】

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設である認定こども園の設置促進を図る。

【指標】 認定こども園認定施設数 (単位：か所)

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
—	—	—	—	94	229

【指標】 認定こども園申請見込数 (単位：か所) (平成19年4月1日調査)

平成19年度中の	平成20年度以降の	合計件数

申請見込件数	申請見込件数	
542	1,460	2,002

【分析・評価】

認定こども園の認定件数は、平成19年4月1日現在で94件、平成20年4月現在で229件であり、その認定件数は着実にふえつつある。

ただし、平成19年4月1日現在の申請見込件数は、19年度中に542件あったことを一つの目安とすると、平成20年4月1日現在の認定件数は予想された件数よりは少ない。

認定こども園の認定希望施設は約2,000件と一定程度あるが、実際の認定件数は本年4月1日現在229件にとどまっている。認定を受けていない施設が認定を希望しない理由については調査していないが、本年3月に行った調査によれば都道府県や市町村から、行政が取り組むべき課題として、財政支援が十分でない、制度の普及啓発活動などがあげられており、これらの理由や認定基準に適合しないことが理由であると考えられる。

○延長保育の推進

【概要】

就労形態の多様化に対応するため、11時間の開所時間の前後に実施する延長保育を推進する。

【指標】 延長保育の実施か所数（単位：か所）

（目標値）平成21年度に16,200か所

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
11,702	13,086	13,677	14,344	9,540

【分析・評価】

延長保育の実施か所数は年々増加している（なお、平成19年度の公立保育所は別途集計中である。このため、平成18年から平成19年にかけては指標上では数値が減少している。）。よって、これらに係る事業の実施により目標達成に向けて着実に進展しており、また、保育サービスを必要とする保護者の多様なニーズを考慮した事業の実施は目標達成に向け効率的であると評価できる。

○病児病後児保育の推進

【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため、地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業を推進する。

【指標】 病児・病後児保育の実施か所数（単位：か所）

（目標値）平成21年度に1,500か所

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
445	496	598	682	998

【分析・評価】

毎年度実施か所数を拡大してきており、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するものとして、病児・病後児保育のニーズは高いものと判断できる。よって、病児・病後児保育の実施か所数の拡大は有効であると評価できる。

○放課後児童クラブの推進

【概要】

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。

【指標】 放課後児童クラブ設置か所数（単位：か所）（毎年5月1日現在）
（目標値）20,000か所

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
13,698	14,457	15,184	15,857	16,685

【分析・評価】

放課後児童クラブについては、平成19年5月現在で、対前年828か所増の16,685か所と着実な推進が図られている。就労形態の多様化などから、放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、こうしたニーズに応えるため、平成19年度からは、文部科学省と連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、学校の余裕教室等を積極的に活用して、必要なすべての小学校区での実施を目指して推進を図っている。また、児童数が71人以上の大規模クラブの解消を図るため、クラブの適正な人数規模に向けた支援を行っている。

○家庭的保育事業の推進

【概要】

保育所との一体的な実施又は保育所自らの実施により、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において

て少人数の3歳未満児の保育を行う家庭的保育事業を推進する。

【指標】 家庭的保育事業の対象児童数（単位：人）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
244	263	321	集計中

【分析・評価】

家庭的保育事業の対象児童数は年々増加しており、家庭的保育事業に係るニーズは高く、事業の着実な推進も図られているものと判断できる。また、事業の更なる推進を図るため、平成20年度予算において、家庭的保育者に対する補助単価の引き上げや連携保育所への家庭的保育支援者の配置、家庭的保育者が加入する賠償責任保険料など家庭的保育者に対する支援体制の充実を図ったところ。

またさらに、現在、家庭的保育事業の法定化などを目的とした児童福祉法改正法案を臨時国会に提出することとしており、この法案に基づき家庭的保育事業に係る実施基準やガイドラインを定めることとしている。

○事業所内保育施設に対する支援

【概要】

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成し、企業における自主的な仕事と家庭の両立支援の取組の促進を図る。

【指標】 両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)支給状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
金額	875,863千円	726,442千円	1,252,685千円	1,591,819千円
件数	181件	177件	234件	299件

【分析・評価】

事業所内保育施設については、労働者が仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備・促進という観点から設置の促進を図っているところである。当該助成金の支給実績は、平成17年度以降は増加しており、事業主等のニーズの増加に適切に対応していると評価できるところであり、引き続き、設置の促進を図っていくこととしている。

(2) 施策全体の評価

【指標】 待機児童数 (単位：人)
(目標値) 待機児童の解消

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
25,447	26,383	24,245	23,338	19,794	17,926

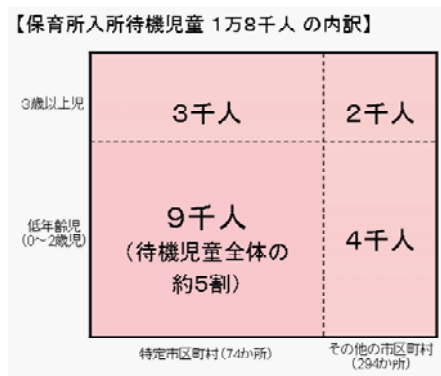
【分析・評価】

「待機児童ゼロ作戦」に基づき平成14年度から16年度までに15.6万人の受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を205万人から215万人に拡大することとしたところ。

しかし、待機児童数については4年連続で減少しつつあるものの、その保育サービスの量的な拡充にもかかわらず、現在も約1.8万人の待機児童が存在しているところ。

現在の約1.8万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要。

- ① 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約70%
- ② 待機児童が多い地域の固定化
→ 待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める。



資料出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べによる

待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大がある。

- ※ 自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、
- ① 保育所等の保育サービスが整えば子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的需要も多いことにより、保育所を整備すると潜在的需要が顕在化すること、
 - ② 保育需要の増加が著しいことに比して、自治体の財政状況や保育所に適した土地等が少ないことなどから、大幅な数の保育所を整備することが難しいこと、
 - ③ マンション建設の増などにより、短期間で急激な人口流入が多いことに対して自治体が即応できないこと
などがあげられる。

したがって、待機児童をゼロにするには、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえることなどが必要であり、3歳未満児の保育サービスの利用率を向上させることが重要である（平成15年→平成19年の実績：17.0%→20.3%）。希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現に向け、保育所の受け入れ受け入れ児童数の拡大にとどまらず、家庭的保育事業等保護者や地域の実情に応じた保育の提供手段の多様化を図る等、潜在的な需要を踏まえた社会基盤の整備の構築に、積極的に取り組む必要があると考えられる。

※ 子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合（低年齢児（0～2歳児））

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率(2005)				
25～29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
30～34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
35～39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25～29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
30～34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
35～39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20%(2007)	42%(2004)	44%(2004)	14%(2006)

資料出所：〈労働力率〉総務省統計局 国勢調査等
 〈保育サービス利用割合〉厚生労働省 福祉行政報告例等

2 改善を要する政策課題

今後、現に顕在化している待機児童の解消のみを目指した従前の「待機児童ゼロ作戦」等の考え方とは異なり、1の分析を踏まえつつ、効果的かつ重点的に施策を進めていく必要がある。

具体的には、

- ① 3歳未満児に係る保育サービスを充実すること。
- ② 待機児童の多い地域への重点的な対応をすること。
- ③ 現状の顕在化している待機児童の解消だけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービス（病児病後児保育など多様な保育サービス含む。）の中長期的な潜在的な需要を勘案して計画的に進めていくこと。

(2) 今後の検討の方向性

前述の政策課題を解決するため、以下の取組を進めるとともに、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する設置促進の具体的方法について検討し、今後3年間を集中重点期間として取り組む。

- 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化
 保育所に加え、家庭的保育、認定こども園、事業所内保育施設等の充実
- 地域における保育サービス等の計画的整備
 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保
- 小学校就学後まで施策対象を拡大
 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保

この取組の方向性は、「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」の「子ども

もと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」こと及び「新待機児童ゼロ作戦」の、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目標とする。」ことと整合性がとれている。

※ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等において、定められた10年後の目標

→ 保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20%→38%

→ 放課後児童クラブの提供割合 19%→60%

※ 以下は、総合評価結果を踏まえ、新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間中(平成20年度～平成22年度)の状況を踏まえて新たな措置を講じられる時期に記入する。

5. 評価結果の反映状況

--

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

--

(2) 外部有識者等の活用状況

--

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

--